

株主 各位

株式併合に関するQ&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか？

A1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式とする会社法で定められた行為のことです。今回、当社では普通株式20株を1株に併合することを予定しております。

Q2. 所有株式数や議決権はどうなりますか？

A2. 株主様の本株式併合後のご所有株式数は、ご所有株式数に20分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます）となります。また、議決権数は本株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	20,000株	200個	1,000株	10個	なし
例2	2,202株	22個	110株	1個	0.1株
例3	200株	2個	10株	なし	なし
例4	15株	なし	なし	なし	0.75株

※例1に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

例2、例4に該当する株主様は発生する端数株式につきましては、会社法第235条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この処分代金は2025年12月上旬頃に分配する予定であります。

例2、例3に該当する場合、株主様は、本株式併合により発生する単元未満株式についてご希望により「単元未満株式の買取」制度をご利用いただくことで、単元未満株式を解消することができます。または、定款一部変更が承認可決されることを条件として「単元未満株式の買増」制度をご利用できます。

具体的なお手続きおよびご不明な点につきましては、お取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にお問い合わせください。また、効力発生前のご所有株式が、20株に満たない株主様（上記例4）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたく存じます。

Q 3. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

A 3. 本株式併合により株主様の所有株数は 20 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりません。そのため、株式市況の変動その他の要因を別にすれば、本株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、本株式併合後の株価につきましては、理論上は本株式併合前の 20 倍となります。

Q 4. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 4. 本株式併合の効力発生（2025 年 10 月 1 日）前に、「単元未満株式の買取」制度をご利用いただくことで、端数株式が生じることを避けることが可能です。または、定款一部変更が承認可決されることを条件として「単元未満株式の買増」制度をご利用できます。具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社または当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にお問い合わせ下さい。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか？

A 5. 本株式併合により株主の皆さまのご所有株式は 20 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後には、株式併合後の株式数を基に 1 株当たりの配当金を設定させていただき予定です。株式併合を理由に受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた 1 株に満たない端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株式併合により単元未満株式が生じます。株式併合後も「単元未満株式の買取」「単元未満株式の買増」制度の利用ができますか？

A 6. 本株式併合後においても、「単元未満株式の買取」制度の利用は可能です。または、定款一部変更が承認可決されることを条件として「単元未満株式の買増」制度をご利用できます。具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社または当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）までお問い合わせ下さい。

Q 7. 投資単位（最低投資金額）は、どうなりますか？

A 7. 2025 年 5 月 14 日現在の東京証券取引所における終値 71 円を前提に例に挙げると、本株式併合の前後における投資単位は、次のとおりです。

併合前 71 円／株×100 株＝7,100 円

併合後 1,420 円／株×100 株＝142,000 円

※株価は、本株式併合に伴い、理論上は 20 倍になります。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください？

A 8. 具体的なスケジュールは、次のとおり予定しております。

2025年5月15日(木)	取締役会開催日
2025年6月27日(金)(予定)	定時株主総会開催日
2025年9月30日(火)(予定)	株式併合の基準日
2025年10月1日(水)(予定)	株式併合の効力発生日

Q 9. 株主自身で、何か手続きをしなければならないのですか？

A 9. 特段のお手続きの必要はありません。なお、「単元未満株式の買取」制度、または、定款一部変更が承認可決されることを条件として「単元未満株式の買増」制度をご利用が可能です。

ご利用いただく場合の具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社または当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）までお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】

株式併合に関してご不明な点は、株主様が口座を開設されている証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主名簿管理人連絡先】

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）